

各 位

建設企画課長

建設工事の指名競争入札における入札辞退について

長崎県が発注する建設工事の指名競争入札における入札辞退については、長崎県建設工事執行規則(昭和49年4月1日長崎県規則第30号)第6条の2の規定において「指名を受けた者は、当該入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。」とされ、同条第3項において、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。」としています。

一方、辞退者の発生は、貴重な入札参加機会の喪失になることはもとより、不調・不落発生の要因にもつながっています。

以上の点を踏まえて、やむを得ず一定期間の間入札辞退をせざるを得ない者については、下記1のとおり辞退届提出を徹底するようご指導方お願いいたします。

なお、案件毎の指名を受けた後、辞退をせざるを得ない場合においても、下記2による辞退届提出をおこない、明確な意思表示を徹底するよう重ねてご指導お願いいたします。

記

1. 一定期間の辞退の場合

別紙記載例に倣い、期間、理由を明記の上、所在地の振興局 建設部 検査指導幹へ提出のこと。

2. 案件毎の辞退の場合

別添電子入札説明書 5. 通常型指名競争入札「辞退届提出」による。

(紙入札の場合は、長崎県建設工事執行規則第6条の2(入札及び見積りの辞退)による。)